

私立高等学校等奨学給付金交付要綱

平成26年 7月 1日
26生私振第592号
生活文化局長決定
一部改正
平成26年9月24日
26生私振第899号
平成27年5月1日
27生私振第258号
平成28年6月3日
28生私振第447号
平成29年5月22日
29生私振第407号
平成30年 7月 9日
30生私振第767号
令和元年5月27日
31生私振第518号
令和2年5月29日
2生私振第411号
令和2年 7月29日
2生私振第644号
令和2年10月20日
2生私振第926号
令和3年 2月 8日
2生私振第1586号
令和3年 5月31日
3生私振第575号
令和4年 5月30日
4生私振第541号
令和5年 6月 7日
5生私振第577号

第1 目 的

この要綱は、国の高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日付25文科初第1446号文部科学大臣決定。）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日付元文科初第1703号文部科学大臣決定。）（以下「国要綱」という。）を受けて東京都が、公益財団法人東京都私学財団が行う私立高等学校等奨学給付金助成事業に要する経費を補助することにより、私立高等学校（全日制課程、定時制課程及び通信制課程）、私立高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、私立中等教育学校後期課程及び私立専修学校高等課程（修業年限が1年6月の場合で、補助事業実施年度の修業年限が1年に満たないときは補助対象から除く。）、専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第4号イ及びロの規定に基づき、文部科学大臣が指定するもの（以下「私立学校等」という。）並びに学校教育法第58条及び同法第70条の規定により専攻科を設置している高等学校、中等教育学校の後期課程が設置する専攻科（以下「高等学校等専攻科」という。）のうち、学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校を除いた学校が設置する専攻科の学科であり、かつ、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有するもの（以下「私立学校等専攻科」という。）における教育に係る経済的負担を軽減し、もって都民の教育の機会均等に寄与することを目的とする。

第2 交付対象

この要綱による補助金の交付対象は、公益財団法人東京都私学財団（以下「財団」という。）とする。

第3 補助対象経費

補助金の交付対象とする経費は、財団が行う私立高等学校等奨学給付金助成事業に要する以下の経費とする。

1 事業費

- (1) 国要綱別表の区分に基づき、私立学校等又は私立学校等専攻科に通う生徒の保護者等に対して支給した給付金（以下「給付金」という。）

なお、給付金については、生徒が通学する私立学校等又は私立学校等専攻科が代理受領を行うことも可能とする。

- (2) 給付金は、私立学校等に通う生徒の保護者等については次のア並びにウからクまで、私立学校等専攻科に通う生徒の保護者等については次のイからクまでの要件を満たす保護者等を対象とし、給付額は別表の定めるところによる。

ただし、当該年度の7月以降に家計急変のあった世帯の給付額については、原則、家計急変のあった月の翌月以降の月数に応じて算定した額を給付する。

ア 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は高等学校等及び直し支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部を除く。）の保護者等

ただし、法第3条第2項第3号に該当し、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有しない者の保護者等であっても、別で定めるところの家計急変世帯への支援の対象とする。

なお、ここでいう保護者等とは、法第3条第2項第3号、同法施行令第1条第1項及び同

法施行規則第2条第2項に規定する保護者等をいう。

イ 次の（ア）から（カ）までの全てに該当する生徒の保護者等

（ア）日本国内に住所を有する者

（イ）東京都内に設置されている高等学校等専攻科を修了していない者

（ウ）高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（ただし、修業年限がこれに満たないものであって、知事が必要と認めるものについては、当該修業年限）を超えない者

（エ）保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、別表の定める世帯に該当する者

なお、ここでのいう保護者等とは、生徒に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長及び民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。）がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）とする。

（オ）私立学校等専攻科に通う者。

（カ）補助事業実施年度（以下「当該年度」という。）の7月1日現在、次のaからcまでのいずれにも該当しない者。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない事由があると認められる場合には、この限りではない。

a 退学・停学（三か月以上のものに限る。）の処分を受けた者

b 前年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者

c 前年度における出席率が5割以下の者

ウ 次の（ア）又は（イ）の基準に該当する者

（ア）当該年度の7月1日現在、私立学校等又は私立学校等専攻科に在学する生徒の保護者等であり、かつ、都内に住所を有する者

（イ）当該年度の7月2日以降に私立学校等又は私立学校等専攻科に入学した生徒のうち、申請日現在、引き続き私立学校等又は私立学校等専攻科に在学する生徒の保護者等であり、かつ、都内に住所を有する者

エ ウでいう生徒とは、平成26年4月1日以降に私立学校等又は私立学校等専攻科に入学（中等教育学校の第4学年への進級を含む。）した者であること。ただし、平成26年4月1日より前から引き続き私立学校等又は私立学校等専攻科に在学する者を除く。

オ 給付金の給付の回数が、上限（一人の生徒につき年1回、通算3回（定時制又は通信制の私立学校等に通う生徒は4回））に達していないこと。ただし、高等学校等学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部を除く。）の保護者等は、この回数に1回（定時制又は通信制の私立学校等に通う生徒は最大で2回）を加えた回数を上限とする。

なお、イに規定する生徒の保護者等については、給付金の給付の回数が、上限（一人の

生徒につき年1回、通算2回（当該生徒の通う私立学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）に達していないこと。

カ 生徒又は保護者等が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日付厚生省発児第86号）」による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない者であること。ただし、母子生活支援施設に入所する者はこの限りではない。

キ 生徒又は保護者等が給付金とその目的を同じくする補助金の給付を受けていない者であること。

ク ウ（ア）又は（イ）の時点で別表に定める世帯状況に該当していること。

2 事務費

補助対象事業の実施に必要な経費（財産取得費を含む。）の合算額

第4 交付方法

補助金の交付は、原則として、7月、11月及び2月に概算払の方法により行う。

第5 交付申請書の提出

財団は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別記第1号様式）に別に定める書類を添えて知事に提出するものとする。

第6 交付の決定及び通知

知事は、第5に規定する交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を財団に対して通知する。

第7 交付決定内容の変更

- 1 申請者は、第6の規定による通知を受けた後、交付決定内容を変更しようとするときは、変更交付申請書（別記第2号様式）を提出しなければならない。
- 2 知事は、1に規定する変更交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を申請者に通知する。

第8 申請の撤回

補助金の交付の決定に際しては、交付決定の内容又はこれに付けた条件に異議がある場合は、当該決定通知の受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知するものとする。

第9 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付けるものとする。

- 1 補助金は、補助対象事業に要する経費に使用し、他の目的に使用してはならないこと。
- 2 補助対象事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならないこと。
- 3 補助対象事業に係る関係書類を整備し、会計年度終了後5年間保管すること。
- 4 知事が東京都職員に、3に規定する書類を調査させた場合又は補助対象事業について報告を命じた場合は、これに応ずること。
- 5 補助事業の遂行に当たって知り得た事実を、みだりに他に漏らしてはならないこと。
- 6 財団は、第5、第7又は第10の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならないこと。

第10 実績報告書の提出

財団は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

第 11 補助金の額の確定

知事は、第 10 の規定による実績報告書が提出されたときは、当該報告書の内容を審査の上、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、財団に通知する。

第 12 補助金の精算

財団は、第 11 に規定する通知を受けた後、概算払により交付を受けた補助金の精算をするものとする。

第 13 交付決定の取消し

- 1 知事は、補助の決定を受けた財団が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
 - (3) この補助金の交付決定の内容又はこれに付けた条件に違反したとき。
 - (4) この要綱に基づく知事の処分又は指示に違反したとき。
 - (5) 第 5、第 7 又は第 10 の規定により提出した書類に、不実の記載があったとき。
 - (6) 第 9 6 に規定する報告を受けたとき。
 - (7) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じたとき。

- 2 1 の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後にも適用があるものとする。

第 14 補助金の返還

- 1 知事が、第 13 の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、財団は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。
- 2 知事が、第 11 の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、財団は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

第 15 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第 13 1 (1) から (5) までの規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、財団は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が、財団に対し補助金の返還を命じた場合において、財団がこれを納期日までに納付しなかったときは、財団は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第 16 財産の管理等

財団は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

第 17 財産処分の制限

- 1 財団は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して別に定めた期間内においては、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- 2 1 の場合において、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を東京都に納付させることができる。

第 18 留意事項

補助対象事業の実施に当たっては、必要に応じ、東京都と協議すること。

第 19 補 則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び国要綱に定めるところによる。

また、補助金の取扱いに関する細目については、財団において別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年度の補助金から適用する。

2 令和 4 年度以降私立学校等専攻科に入学した生徒について、「保護者等」とあるのは、「生計維持者」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年度の補助金から適用する。

別表

世帯状況			補助対象経費	
			全日制等※	通信制
生活保護世帯	1 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護を受けている者のうち同法第36条による生業扶助が行われている世帯	高校生等の場合 （専攻科の生徒の場合を除く。）	52,600円	
非課税世帯	2 保護者等全員の地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく補助事業実施年度の住民税所得割が非課税である世帯	1 申請の対象となる高校生等に次の①又は②のいずれかに該当する扶養されている兄弟姉妹がいる場合 ① 奨学給付金受給資格のある通信制又は高等学校等専攻科の高校生等 ② 15歳（中学生を除く。）以上23歳未満で奨学給付金受給資格のない者 2 高校生等が複数いる世帯において、申請の対象となる高校生等がその中で最年長者以外の場合	152,000円	52,100円
		上記を除く高校生等の場合	137,600円	
		専攻科の生徒の場合	52,100円	
家計急変世帯	3 家計急変による経済的理由から保護者等全員の収入見込が住民税所得割の非課税に相当すると認められる世帯	1 申請の対象となる高校生等に次の①又は②のいずれかに該当する扶養されている兄弟姉妹がいる場合 ① 奨学給付金受給資格のある通信制又は高等学校等専攻科の高校生等 ② 15歳（中学生を除く。）以上23歳未満で奨学給付金受給資格のない者 2 高校生等が複数いる世帯において、申請の対象となる高校生等がその中で最年長者以外の場合	152,000円	52,100円
		上記を除く高校生等の場合	137,600円	
		専攻科の生徒の場合	52,100円	

※全日制等とは、奨学給付金の対象となる私立高等学校等のうち通信制を除く全ての課程・学科